漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和6管理年度(令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における同項に規定する数量を次のとおり定めた。

一 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知	事	管	理	区	分	配	分	す	る	数	量
千葉	千葉県さんま漁業						水準				

二まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知	事	管	理	区	分	配	分	す	る	数	量			
千葉	千葉県まあじ漁業						現行水準							

三 まいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知	事	管	理	区	分	配	分	す	る	数	量
千葉	千葉県まいわし太平洋系群漁業						水準				